

国民健康保険税の 納付書を発送します

令和元年中の所得を基礎として算定をした国民健康保険税の納付書を、6月中旬に発送します。

普通徴収とは

納付書支払または口座振替により納付するもので、6月(第1期)～3月(第10期)の10回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

納付月(普通徴収)									
6月 第1期	7月 第2期	8月 第3期	9月 第4期	10月 第5期	11月 第6期	12月 第7期	1月 第8期	2月 第9期	3月 第10期

特別徴収とは

年金からの天引きにより納付するもので、年金の支給月(偶数月)の年6回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

- 10月から新たに特別徴収に該当する世帯は、普通徴収の納付月は6月(第1期)～9月(第4期)までとなります。

国民健康保険税の納税義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が擬制世帯主として納税義務者になります。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主のお名前が届きます。

保険税は納期限内に納めましょう

保険税がきちんと納められていないと、医療費の確保ができなくなり、安心してお医者さん等にかかることができません。安心して医療を受けられるように、保険税を必ず納めましょう。

保険税の納付(普通徴収)は口座振替で!

保険税の納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください。毎月保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もありません。

※口座振替手続きに必要なもの
印かん(口座届出印)・口座番号の確認できるもの



●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111(内線134・136)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税の課税限度額の見直しと 低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および低所得者層の保険税負担の適正化を図るため、国民健康保険税医療分の限度額が引き上げるとともに、低所得者に対する国保税軽減措置が拡充されます。

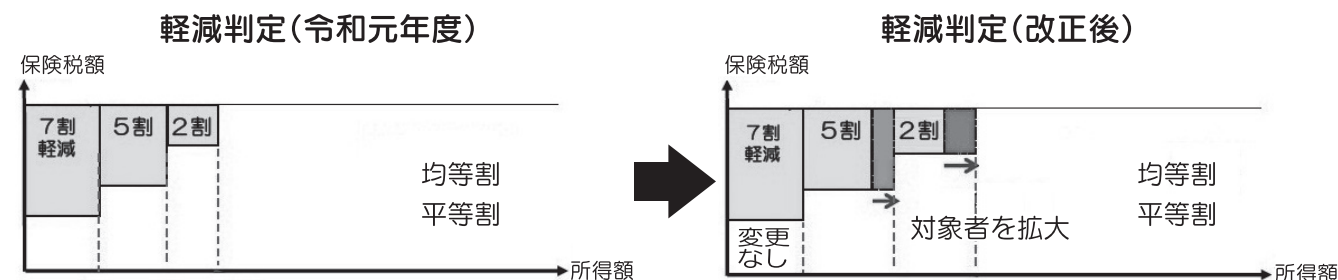
国民健康保険加入者のみなさんで助け合う国保制度の趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。

課税限度額の引き上げについて

	令和元年度	改正後
基礎課税分	610,000円	630,000円
後期高齢者支援分	190,000円	190,000円
介護納付金分	160,000円	170,000円
合計	960,000円	990,000円

保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。



■軽減判定所得(令和元年度)

5割軽減
= 基準額33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減
= 基準額33万円 + 51万円 × 被保険者数

■軽減判定所得(改正後)

5割軽減
= 基準額33万円 + 28.5万円 × 被保険者数
2割軽減
= 基準額33万円 + 52万円 × 被保険者数

(注)・軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。
・被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方(特定同一世帯所属者)を含みます。

◎問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147